

補助金交付基準

助成基準

景観形成重点地区内における建築物等への助成

対象物件	景観形成を図るうえで必要な経費	経費	
		助成率	助成限度額
景観形成重点地区内 建築物	景観形成建築物以外の建築物で外観の修繕及び外観の修繕に伴う構造部の修繕に係る経費 ※1	1/2	200万円
	新築・改築・増築等で外観に係る経費 ※2	1/2	100万円
景観形成重点地区内 垣根等	道路沿いの垣等(生垣・竹垣・板塀等)の設置に係る経費	1/2	30万円
図書等	完成予想図(パース等)、その他の図書の作成に係る経費	2/3	10万円

景観形成建築物等に指定された場合

景観形成建築物等	建築物等(門・塀を除く)の保存行為で外観の修繕及び外観の修繕に伴う構造部の修繕に係る経費	1/2	400万円
	門・塀の保存行為で修繕のうち外観に係る経費	1/2	150万円

景観形成建築物等：周囲の環境と一体をなして景観の形成に重要な役割を果たしていると認められる建築物や門・塀等で市長が指定したもの

※1 昭和28年以前に建築された木造建築物で保全のための修理修復を行うものが対象となります。

※2 昭和29年以後に建築された建築物で景観形成基準に適合した修景を行うものが対象となります。